

★★★ <第33回知的財産翻訳検定試験【第16回英文和訳】> ★★★
《 1 級課題 -知財法務実務- 》

【問 1】

第一に、長官の立場は、一方で、だれが特許権者たり得るかということを含む、特許可能な発明の所有権及び管理の問題と、他方で、だれが発明者たり得るかという問題とを混同している。人又は他の法人のみが、所有者、管理者、あるいは特許権者となることができる。それには、もちろん、発明者が人である場合が含まれる。しかし、このことから、発明者となることができるのは人だけであると主張することは誤りである。発明者は人工知能システムであってもよい。そのような状況において、人工知能システムは特許可能な発明の所有者、管理者、あるいは特許権者とはなり得ないであろう。

第三に、私の考えでは、長官は、「法的な定義に限定及び条件を読み込むことは、その用語、又はその内容によって明らかに要求されていなければ、例えば、当該法律の明確な目的を実現するために必要であるといったことがなければ、してはならない」という教義に忠実ではなかった。実際、当該法律の明確な目的は、特許法 2 A 条に示されているが、人工知能システムは発明者たり得ないという考えに固執するという非現実性とは相容れない。

第四に、長官の主張は、多くは「発明者」の辞書による定義に随している。しかし、私が求めるのは、その単語の使い古された用法に頼るだけのものではない。もし言葉が「紙に描かれた思考」に過ぎない、そして、ホームズ判事が述べたように、言葉が「透明で不変の結晶ではなく、生きている思考の皮膚であり、言葉が使われる状況や時代に従ってその色、内容が大いに変わり得る」のであれば、私は、その下にある思想に立ち向かい、特許可能な発明とその創造者についての進化する性質を理解する必要がある。我々は、創造物であり創造者でもある。では、我々自身の創造物もまたどうして創造する能わずと言えようか。

【問2】

- a. XYZ は、XYZ が本件知的財産ポートフォリオ（以下に定義する。これは随時追加、削除又は変更される可能性がある。）を管理統括するために使用するシステム（以下「本件システム」という。）を XYZ の仕様及び指示にしたがって開発し製造する業務（以下「本件業務」という。）を、ABC に対して委託し、ABC はかかる委託を受託するとともに本契約において必要となる一切の本件業務を遂行することを約する。XYZ は、本件業務の目的のためにのみ、XYZ の所有する特許（技術特許及び意匠特許）、商標、役務商標、ソフトウェアプログラム、営業秘密、著作物（以下「本件知的財産ポートフォリオ」という。）に関する情報及びデータを、ABC に対して開示するものとし、ABC は、本件業務の目的においてのみ、当該情報及びデータを使用する限定的な許諾を付与されるものとする。
- b. 本件業務の一切の成果収益物に係る一切の権原、権利及び利益（XYZ に対して最終成果物として納入される本件システムが含まれるがこれに限られない。）は、これらの ABC による XYZ に対する納入を以て、XYZ に帰属するものとし、かかる成果収益物には、本件システム又はその一部に係る意匠表現、本件知的財産ポートフォリオ、並びに前項にしたがって ABC に対して開示及び許諾された情報及びデータが含まれるがこれらに限られない。ただし、ABC 又はいずれかの第三者が管理する汎用のプログラム、ソフトウェア、ソースコード又はその他技術であって、本件業務の開始前から ABC 又は当該第三者の顧客のために ABC 又は当該第三者が利用していたもの一切（以下「XYZ 物件」という。）については、継続して ABC 又は当該第三者のいずれか該当する方の独占所有に帰するものとする。ABC は、(i) 当該 XYZ 物件を本件システムに組み込むに際しては XYZ の事前の承認を得なければならないものとし、(ii) XYZ が本件システムをいかようにも利用できるよう、当該 XYZ 物件に係る一切の第三者の権利を ABC の費用及び責任負担において処理しなければならないものとし、かつ (iii) 当該 XYZ 物件について、XYZ が本件システムを利用するために必要な非独占かつ無償の許諾を、時間、領域、媒体、形式その他に係る何らの制限なく、XYZ に対して付与しなければならないものとする。